

第3部 地域福祉計画

1. 基本理念

本計画は、本市において、地域と行政が協働で、小牧市にあった地域福祉の構築を目指す計画です。本計画が目指すべき姿については、第2次地域福祉計画からの理念を踏襲します。

あなたが主役 助け合いの輪でつながるまち こまき

基本理念の趣旨は以下のとおりです。

- この基本理念には、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域づくりを推進する思いが込められています。
- 地域には、生活や健康に不安のある人、生活がしづらいつ感じている人、育児不安を抱えた子育て家庭など何らかのサービスや支援が必要な人もいますが、このような人も含め、誰もが福祉や地域の支えが必要となる可能性があり、福祉や支え合いは一部の人たちだけの問題ではなく、一部の人だけのものでもありません。
- 地域での支え合い・助け合いは、「支援する人」「支援される人」といった固定的な関係ではなく、誰もが地域の一員であり、支える側にも、支えられる側にもなることが考えられます。これらの意味を『あなたが主役』という言葉で表現しています。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、公的なサービスや支援だけでなく、地域住民同士がお互いに助け合い・支え合っていく仕組みや環境が必要であり、地域 住民、関係団体、行政などの関係者が「つながる」ことが重要となります。これらの意味を『助け合いの輪でつながるまち』という言葉で表現しています。

2. 基本目標

基本理念として定めた、『あなたが主役 助け合いの輪でつながるまち こまき』を実現するため、次の3つの基本目標に沿って取り組みを進めます。

基本目標1 地域福祉の担い手づくり

子どもから高齢者まで、地域に暮らす、すべての人がそれぞれのできることを活かして、ともに支え合って生活していることへの理解を深めるよう働きかけていきます。

あわせて、地域で生活する人が、地域における活動に参加し、担い手として活躍できるよう、幅広い参加のきっかけづくりの提供や担い手の育成を進めます。

また、さまざまな活動をする人に対する地域福祉の普及啓発や活動する人同士のつながることにより、今までの活動の幅を広げ、より充実した活動となるよう支援します。

基本目標2 地域福祉のネットワークづくり

地域住民の暮らしを支えるため、自治会（区）を基本とする地域福祉活動の充実に向けて支援します。

また、小学校区を単位として、自分たちの地域のあるべき姿、目指す姿などについても話し合い、区長、民生児童委員、ボランティアなどの横のつながりを強化し、地域の支え合い助け合いのネットワークづくりを推進します。

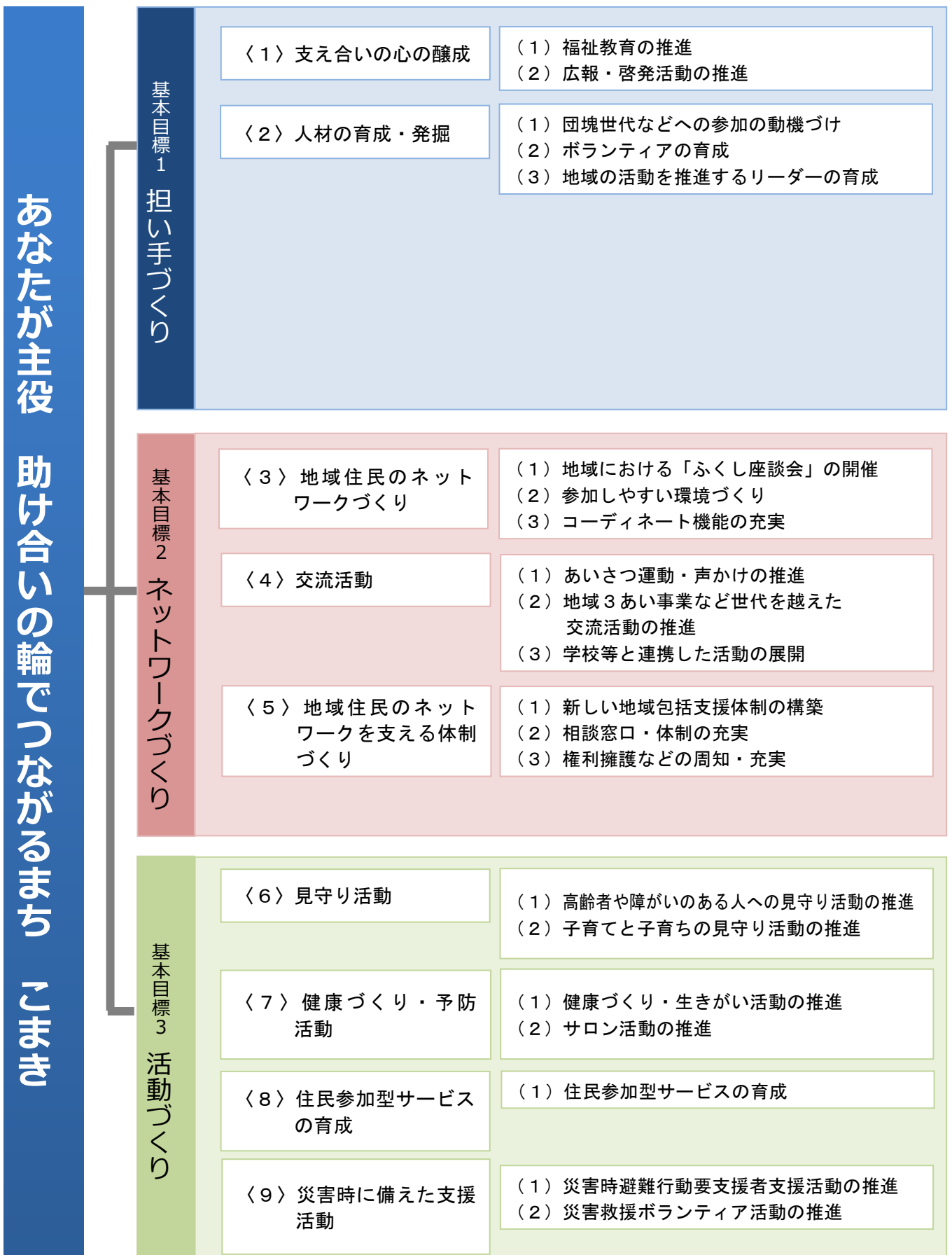
基本目標3 地域福祉の活動づくり

地域の人々が求めるニーズが多様化している中で、公的なサービスだけではなく、地域での助け合いなど、地域に期待される役割が大きくなっていることへの理解を深めます。

特に、住み慣れた地域で誰もが安心して住み続けられるよう、住民主体の活動の活性化を図ります。

また、これらの住民主体の活動が、安定的に、そして、継続的に行えるように支援します。

3. 地域福祉計画の体系図



4. 基本計画

基本目標1 地域福祉の担い手づくり

〈1〉支え合いの心の醸成

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・市民意識調査では、中学生も、地域の一員として何かをしたいと思っている生徒の割合が高くなっています。
- ・中学生だけでなく、高校生、若者が、地域で活躍できる場・機会が少ない。
- ・隣近所のつきあいが希薄化しており、自助、互助の大切さを改めて考える。
- ・認知症やさまざまな障がいなどについての正しい理解と認識が必要である。正しい知識がないため、対応に困ることがある。

取組と役割

(1) 福祉教育の推進

①学校等と連携した福祉教育の充実

- 小学生、中学生、高校生の各世代に対して、学校等と社会福祉協議会や社会福祉施設が連携し、交流や体験を通じて正しい知識を学ぶ機会の提供を図ることで、児童・生徒の福祉の心を育てていきます。
- 児童・生徒が高齢者や障がい者との交流やスポーツなどを通して、お互いの理解を深める機会の充実を図ります。

取組・事業の主体 学校、社会福祉協議会、社会福祉施設

②地域における福祉の心の醸成

- 地域の行事など、さまざまな機会を通して、認知症や障がいについて学ぶ機会の充実を図ります。
- 地域住民に地域福祉の必要性を感じてもらえるよう、防災訓練などのイベントにおいて、啓発活動を推進します。
- ジュニア奉仕団の卒団生等で構成したボランティア団体「ココボラ^{*3}」のように、中学校卒業後もボランティア活動が続けられる環境を整備するとともに、地域の一員として、地域のさまざまな活動やイベント等に参加できるよう働きかけを行います。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市、地域住民、学校

*3 ココボラ：ジュニア奉仕団の卒団生を中心に組織されたボランティア団体。各イベント等の協力のほか、ひとり親家庭学習補助などメンバーの自主性を重視した活動を展開している。

(2) 広報・啓発活動の推進

①講座・啓発等の拡充

- 市や社会福祉協議会が連携して、出前講座を積極的に実施し、地域福祉の必要性、地域福祉活動の状況等を伝え、福祉の意識を高めます。
- 地域で取り組まれている活動について、市や社会福祉協議会のホームページ、広報紙等を活用し、普及啓発を行います。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民

②ノーマライゼーション・ソーシャルインクルージョンの普及

- 地域住民が認知症や障がいの特性などについて正しい知識を学び理解を深めることにより、誤解や偏見をなくし、高齢者や障がいのある人など見守りや手助けが必要となる人が地域で普通に暮らせる社会をめざす理念（ノーマライゼーション）の普及に努めます。
- 地域のつながりの必要性を再認識するとともに、生活困窮者や障がい者など社会的に弱い立場にある人を含めてすべての人々が健康で文化的な生活を送ることができるよう、“社会の一員として共に助け合う”理念（ソーシャルインクルージョン）の普及に努めます。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会

③各種イベントの開催

- 社会福祉協議会、市民活動センター、ボランティア団体などと協力して、市社会福祉大会、福祉展、介護展、市民活動祭などの開催を通じて、地域住民の福祉意識を高め、地域活動への参加の動機づけを行います。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、市民活動センター、社会福祉施設

〈2〉人材の育成・発掘

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・具体的にどのような形で参加すればよいかわからない。(参加したいが実践しづらい)
市民意識調査でも、何らかの活動に参加したいが、参加できない人が多いという割合になっています。
- ・参加しやすいきっかけや雰囲気づくりが必要である。
- ・定期的にというより、単発であったり、気軽に参加できるものへの希望が多い。
- ・活動のメンバーが高齢化・固定化している。
- ・活動への参加意向と実際の活動に結びつけるコーディネーターが必要である。
- ・活動を始め、継続するためにはリーダーが必要である。

取組と役割

(1) 団塊世代などへの参加の動機づけ

- 退職後の居場所として、趣味・学習の場なども考えられますが、地域とのつながり、生きがいという点では、地域福祉活動・ボランティア活動は選択肢の一つになります。そのため、活動への参加の機会づくりを推進します。
- 「団塊の世代」の方々は、さまざまな知識や豊富な経験を持っており、それらを活かし、地域福祉活動の担い手として活躍していただけるよう、定年退職前後の年齢の方を対象に講座などを開催し、参加のきっかけづくりを支援します。
- 地域福祉活動は、「おもしろい」「楽しい」と感じられることが活動の動機づけや継続へとつながることから、それらの要素に配慮した参加の機会を提供していきます。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市民活動センター、市

(2) ボランティアの育成

① 活動情報の提供の充実

- さまざまな地域福祉活動への参加の動機づけとなるよう、社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、ボランティア活動の状況や参加機会等の情報提供を行い、活動への参加を呼びかけていきます。
- 市と社会福祉協議会は、サロン活動の充実のために作成した「地域の居場所事典」や「サロン立ち上げマニュアル」のように、地域の身近な課題の解決に向けた情報誌を作成し、活動を支援します。
- 市民活動センターは、市内で活動する市民活動団体の情報を掲載した「市民活動ガイドブック」を作成し、市民活動団体情報の提供と、その活動を支援します。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市民活動センター、市

②地域活動への支援

- 社会福祉協議会のボランティアセンターや市民活動センターは、ボランティア団体や市民活動団体、NPO の立ち上げ、運営などについて、助言やコーディネートを含めた支援をします。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市民活動センター

③養成講座などの開催

- 地域住民の地域福祉活動への参加機会を増やすため、社会福祉協議会や関係機関と協力して、さまざまな活動の担い手養成講座などを開催し、担い手の育成支援を行います。
- 社会福祉協議会と協力して、手話通訳、要約筆記、音訳などコミュニケーション能力強化のための人材育成に努めます。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市民活動センター、市

(3) 地域の活動を推進するリーダーの育成

- ボランティア活動が広がり、活発な活動を展開するためには、地域福祉活動の推進役となるリーダーの役割が非常に重要です。このため、社会福祉協議会のボランティアセンターと市民活動センターが協力してリーダーの育成に努めます。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、市民活動センター

基本目標2 地域福祉のネットワークづくり

〈3〉地域住民のネットワークづくり

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・自分の地域で、取り組まれている活動を初めて知った。
- ・自分たちの地域への関心が低い人が多い。
- ・地域により課題が異なることから、地域住民の関心や地域に必要な活動が異なる。
- ・地域の情報を得る機会や課題などを話し合う場が少ない。
- ・それぞれの地域特性に合わせ、必要だと感じる活動を具体的に話し合う場が必要である。

取組と役割

(1) 地域における『ふくし座談会』の開催

- 地域住民が地域の課題や地域に対する想いを出し合い、共有し合う場として『ふくし座談会』を開催していきます。
- 『ふくし座談会』の参加者が固定化しないよう、また、地域の横のつながり、ネットワーク化が図れるよう、話し合いのテーマや手法を変えながら実施します。
- この『ふくし座談会』参加者を中心に小学校区単位のネットワークをつくり、「ご近所福祉ネットワーク（P32 参照）」を展開し、今後の本市の地域福祉活動の核となるような仕組みづくりを推進していきます。

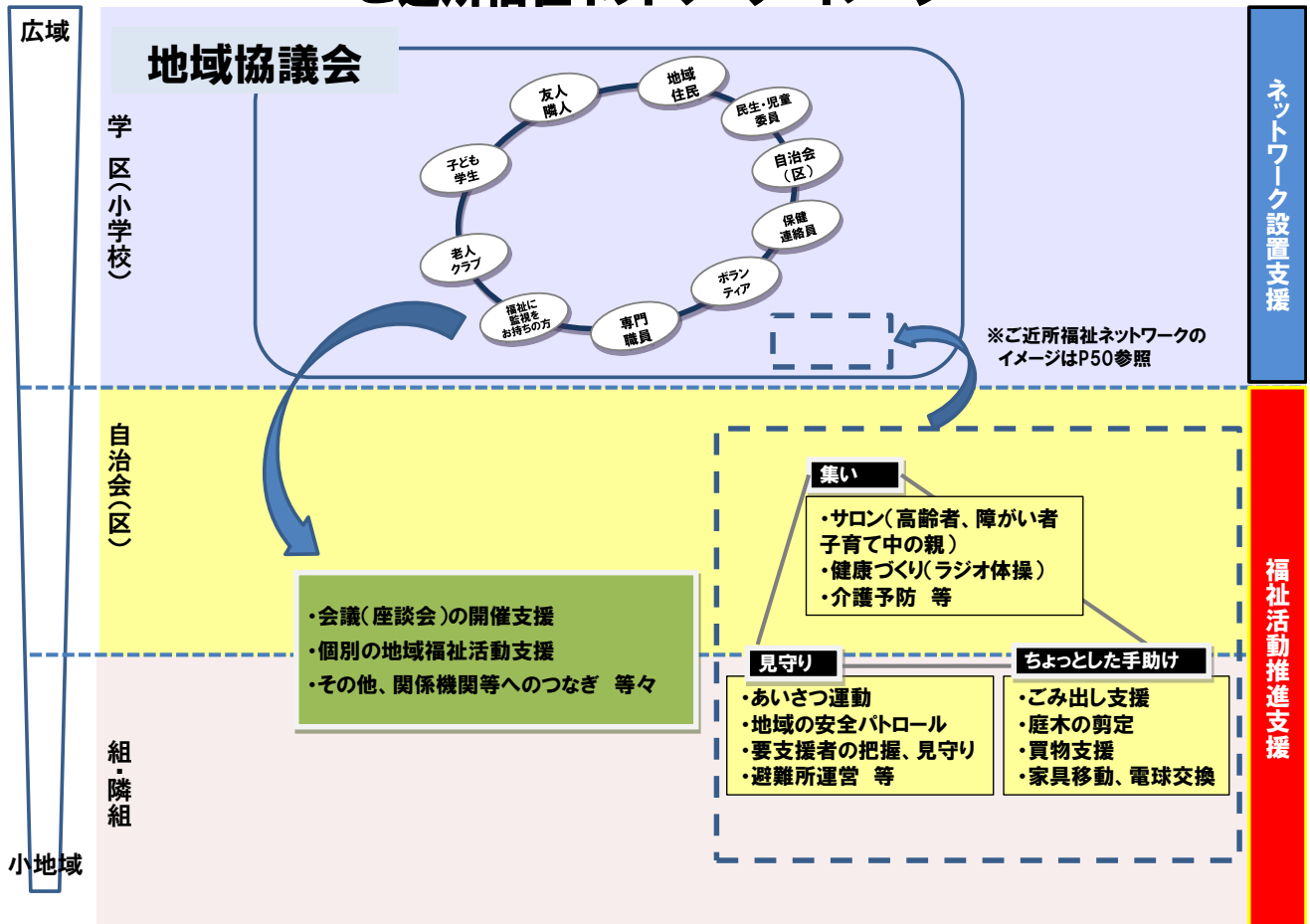
取組・事業の主体 地域住民、社会福祉協議会、市

(2) 参加しやすい環境づくり

- 自分たちの住んでいる地域のニーズや課題を把握し共有するため、活動する人が集まって、意見交換を行う事が重要です。そのため、区長会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体などに対し、情報提供を行いながら、参加の働きかけを行います。
- 受け手、担い手の隔てなく地域福祉活動に参加できる環境づくりを推進します。
- 地域で活動する団体の多くは、団体同士の情報共有や連携が十分ではありません。そこで、団体同士の交流、情報交換が行える場づくりを推進していきます。

取組・事業の主体 地域住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、市

ご近所福祉ネットワーク イメージ



(3) コーディネート機能の充実

① ボランティアセンターや市民活動センターの機能の充実

○ボランティアセンターや市民活動センターは、地域住民の活動に関する情報提供や講座の開催、団体等の設立や運営に関する相談などを行い、地域住民の活動を支援していきます。

取組・事業の主体 社会福祉協議会（ボランティアセンター）、市民活動センター

② ネットワークづくりの推進

○ボランティアセンターや市民活動センターは、ボランティア団体、市民活動団体(NPO など)が連携・協働して福祉活動を進める場合に、それらをつなぎ、より効果的な活動が展開できるよう支援します。

取組・事業の主体 社会福祉協議会（ボランティアセンター）、市民活動センター、ボランティア団体

〈4〉交流活動

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・近所づきあいが希薄化し、あいさつを交わすことも減ってきた。
- ・日本人家庭と外国人家庭の交流が少なく、お互いが理解しづらい。
- ・認知症や障がいの特性について、正しい知識がないため、偏見をもったり、対応に困ることがある。また、当事者は地域の中で浮いた存在になることもある。
- ・中学生のアンケートでは、中学生に地域の人があいさつを積極的にしてくれる地域ほど、地域活動等に対して、参加意向が高い。

取組と役割

(1) あいさつ運動・声かけの推進

① あいさつ運動の推進

- 地域住民が地域に関心をもち、地域の人を知ることによって、地域の一員としての一体感を持てるようになります。また、あいさつを交わし、お互いに顔見知りになることは、犯罪の抑制にもつながります。子どもから高齢者まで、誰もが気軽にあいさつを交わせるよう、地域全体であいさつ運動を広めていきます。

取組・事業の主体 地域住民

② 地域の子どもへの声かけ

- あいさつ運動、通学路パトロールや交通安全指導、地域住民と学校との交流などを通して地域の子どもを知り、子どもへの声かけを進めます。

取組・事業の主体 地域住民、学校、ボランティア団体

(2) 地域3あい事業など世代を越えた交流活動の推進

① 世代間交流の推進

- 地域住民と一緒に活動に関わることでつながりが生まれます。区が行うさまざまな交流事業の充実・推進を図ることにより、身近な地域における世代を越えた関係づくりを進めます。

これらの活動に民生委員・児童委員、ボランティアなどのさまざまな人が関わることを通じて、活動と活動、活動する人同士をつなぐ支援を推進します。

取組・事業の主体 地域住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、市

②伝統行事・祭りなどを通じた交流

- 子どもたちは、伝統行事や祭りに参加することで、地域の歴史や文化を学ぶとともに、日ごろ接することが少ない地域の大人や異年齢の子どもと交流することができます。また、これらの行事は、本市へ転入してきた人々との交流のきっかけともなります。さらに、運営に参加したり、新しいイベントを行うことで地域の人々の新しいつながりが生まれます。このため、これらの伝統行事や祭りなどを通じた交流を推進します。

取組・事業の主体 地域住民

③多文化共生の推進

- 本市には多くの外国人が暮らしています。お互いに知り合うきっかけとして、地域の行事や祭りへの参加の呼びかけを行うなど、外国人が地域活動へ参加しやすい環境づくりを推進していきます。
- 企画段階から外国人と協力しながら、ともに参加できる交流活動・地域活動の場の提供に努め、相互理解を深めることで、助け合い、笑顔で暮らせる地域づくりを推進します。
- 自治会（区）の祭りやイベントに、外国人の子どもが参加できる場をつくるなど、子どもの多文化共生を応援します。

取組・事業の主体 地域住民、ボランティア団体、市

(3) 学校等と連携した活動の展開

①学校との連携強化

- 学校の行事に地域住民が積極的にかかわる機会を提供するなど、地域住民と学校をつなぐ取り組みを推進します。

取組・事業の主体 学校、地域住民、ボランティア団体

②企業との連携強化

- 企業は地域の一員として、さまざまな社会貢献活動を行っています。企業と地域の交流活動を促進し、協働して地域福祉活動を推進します。

取組・事業の主体 企業、地域住民、社会福祉協議会、市民活動センター、市

〈5〉地域住民のネットワークを支える体制づくり

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・相談窓口がいろいろあるが、どこに相談してよいかわからない。
- ・困った人がいても、どこにつないでいいのかわからない。
- ・市民意識調査では、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの認知度が低い割合になっています。

取組と役割

(1) 新しい地域包括支援体制の構築

- 2025年を目標に、主に高齢者を対象に、住みなれた地域において自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護等の専門機関や地域が連携を図り、「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。
その上で、年齢に関係なく全ての地域住民の多様なニーズに対応できるよう、関係団体等と連携し、支援体制の構築を推進します。
- 安心して医療や福祉・介護サービスを受けられるよう環境づくりを行うとともに、サービスの充実を図ります。
- 医療や保健、福祉と介護等の専門機関と地域が連携を図れ、地域全体で介護や在宅医療を推進することができるような環境づくりを進めます。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体、福祉関係事業者

(2) 相談窓口・体制の充実

①相談窓口の周知・連携

- 高齢者に関することについては、市役所のほか、地域包括支援センターが、障がいに関することについては相談支援事業所が、子育てについては、子育て支援センター・支援室などが、対象者や相談内容に応じた窓口を設けています。
そこで、相談したい方が、相談しやすい環境をつくるため、既存の相談窓口の周知を図るとともに、相談窓口同士の連携強化を図ります。

②地域支え合い推進員*4の適正配置

- 地域資源の発掘や、地域で活動する人と専門職員をつなぐ役割を果たすとともに、地域の課題解決に向けた具体的な地域福祉活動の支援を行うコーディネーターとして、地域支え合い推進員を適正に配置し、地域活動が活性化されるよう支援を行います。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会

*4 地域支え合い推進員：誰もが、住み慣れた地域で生きがいを持って生活を継続していけるよう、ニーズと住民主体のサービスのコーディネートを行うとともに、サービスを提供する事業主体と連携したネットワークの構築、サービス・支援の担い手の育成を行う福祉の専門職員

③出張相談の充実

- サロンが身近な相談窓口の場となるよう、定期的に専門職がサロン等に出向き、相談する体制を整え、地域住民にとって身近な場所で気軽に相談できるよう窓口の充実を図ります。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体、福祉関係事業者

④相談体制の充実

- 市役所、地域包括支援センター、相談支援事業所など、利用者の増加やニーズに対応できるよう、相談員の質の向上に努めます。
- 生活困窮者の自立に向けた支援を行うため、市役所の関係課及び関係機関との連携を強化します。
- 母子保健と子育て支援が連携した相談体制の充実を図ります。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、福祉関係事業者

(3) 権利擁護などの周知・充実

①権利擁護の推進

- 判断能力が乏しい人の財産や金銭管理を支援するため、その家族に、日常生活自立支援事業^{*5}や成年後見制度^{*6}などの利用を促します。また、権利擁護センターの設立を目指します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、福祉関係事業者

②虐待防止と早期発見

- 地域において子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待を防止するとともに、その早期発見や早期解決を図るため、啓発事業や見守り活動を推進します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、福祉関係事業者、地域住民

*5 日常生活自立支援事業：知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助などを行う事業。

*6 成年後見制度：知的障がい者、精神障がい者等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。

基本目標3 地域福祉の活動づくり

〈6〉見守り活動

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・見守りが必要な人は地域にたくさんいると思うが、詳細な実態まで把握できていない。
- ・個人情報保護のため、支援に必要な情報が得られない。
- ・日常の見守りがあれば、地域で生活できる人や安心して家族が就労できる人が多くいる。
- ・難しいことは出来ないが、何かのついでであれば、出来ることもある。

取組と役割

(1) 高齢者や障がいのある人への見守り活動の推進

①ひとり暮らし高齢者等の見守り活動の推進

- 地域とのつながりが保てるよう、あいさつ運動、地域住民による声かけ、高齢者同士の交流などの取り組みを図り、孤立の防止に努めます。
- 高齢者や障がいのある人ができる限り地域で自立した暮らしができるよう、自治会（区）を単位とした見守り体制を整備します。また、訪問や声かけではなく、郵便や電気の点灯確認など、さまざまな人による緩やかな見守りを推進します。更に、福祉関係事業者など関係団体と連携した見守り体制を強化することで、重層的な見守り体制を構築します。

取組・事業の主体 地域住民、ボランティア団体、福祉関係事業者、社会福祉協議会、市

②認知症高齢者を見守り活動の推進

- 地域住民が認知症についての理解を深め、地域で認知症の高齢者と家族を見守れるよう、認知症サポーター^{*7}の養成を進めます。
- 認知症の見守り体制をより強化するため、重層的な見守りができるようネットワークを広げていきます。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体、福祉関係事業者

*7 認知症サポーター：「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者で、誰もが講座を受講すればなれる
認知症サポーターは、認知症を支援する「目印」として、オレンジリングをつけている

(2) 子育てと子育ての見守り活動の推進

①訪問から始まる子育て支援

- 出産した母親全員を対象として実施する保健連絡員による赤ちゃん訪問は、母親を支え、子どもの成長を見守ることができるきっかけとなっており、引き続き推進します。

取組・事業の主体 市、地域住民、ボランティア団体

②子どもの見守り活動の推進

- 登下校時の事故や犯罪を防止するため、地域のボランティアによる通学路パトロールを推進していきます。また、地域住民による子どもの見守り・目配りが行われるよう協力を呼びかけていきます。
- 地域住民の防犯意識を高め、地域ぐるみで見守りを推進し、子どもが安心して遊べる環境づくりを推進します。

取組・事業の主体 市、地域住民、ボランティア団体、学校

③子どもの学習支援

- 生活困窮家庭への学び直しの場の提供など、貧困の連鎖を防止する取り組みを推進します。

取組・事業の主体 市、ボランティア団体

〈7〉健康づくり・予防活動

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・健康づくりや介護予防に取り組みたい。
- ・健康で生きがいのある生活を送るため、予防の視点を強化する必要がある。
- ・集いの場で専門職員のアドバイスが受けれると良い。
- ・気軽に参加できる介護予防の手段があると良い。

取組と役割

(1) 健康づくり・生きがい活動の推進

- 健康寿命^{*8}の延伸につながるよう、日ごろから健康づくりにつながり、生きがいを持って生活できるように支援を行います。
- 団塊世代などの元気な高齢者が急増するため、早い時期からの介護予防、健康増進の取り組みを推進していきます。特に、地域におけるスポーツ活動については、世代間の交流を進め、地域住民のつながりづくりにつなげていきます。
- 趣味の講座や学習活動など生きがい活動を推進します。これらの活動の中で新しい地域のつながりを広めていきます。
- 「こまき健康いきいきポイント事業」やウォーキングアプリ「alko」を活用し、健康づくりへの取組みを推進します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体、福祉関係事業者

*8 健康寿命：健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間

(2) サロン活動の推進

- 地域住民が集う住民主体の活動である「サロン」が市内の各地域で開催されています。より多くの地域で開催されるよう、立ち上げ方などの必要な支援を行います。
- サロンが、高齢者だけでなく、地域のさまざまな人が集える場となるよう、専門職員を派遣し、継続して活動ができるように支援を行います。
- 「子ども食堂^{*9}」の実態把握に努めるとともに、情報共有を図ります。
- 地域のサロンが予防活動を含め、将来「地域福祉の活動拠点」となるよう、参加者や専門職員等と必要な支援策を検討していきます。

取組・事業の主体 地域住民、ボランティア団体、福祉関係事業者、社会福祉協議会、市

*9 子ども食堂：経済的な事情などにより、家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに、無料もしくは安価な食事や居場所を提供する活動

〈8〉住民参加型サービスの育成

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・ごみ出しや掃除などちょっとした手伝い程度であれば出来ると思うが、何から始めたらよいか分からない。
- ・実際にどのような部分で、手助けを必要としているのか分からない。誰かにコーディネートしてほしい。
- ・ごみ出しや電球交換など、足が不自由になってから、苦勞が多い。
- ・公的なサービスではなく、住民のちょっとした手伝いがあると安心できる人は増えると思うし、私たちもやりやすい。(介護専門職)
- ・自分のできる範囲で誰かの役に立ちたいと思っている人は増えていると思う。

取組と役割

(1) 住民参加型サービスの育成

- 多様化するニーズや課題に対応するため、公的なサービスだけでなく、地域住民の助け合いやNPO等によるちょっとした手伝いなどのサービスが必要になってきます。そこで、市や社会福祉協議会、市民活動センターが連携しボランティアや各種団体等に働きかけ、サービスの担い手の確保や育成に努めます。
- 近年、ボランティアやNPO等が主体となり、住民参加型の互助サービスであるのコミュニティビジネスにより地域の課題解決を目指していく動きが全国的に見られます。そこで、地域住民の助け合い活動の充実を図るため、それらの活動に対するポイント制度^{*10}などの新たな仕組みを導入していきます。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、市民活動センター、地域住民、ボランティア団体

*10 ポイント制度：ポイントを通して、協力者の“励み・やりがい・きっかけづくり”や地域活動の協力者を増やすことを目的とし、地域の支え合い活動に協力した場合、ポイントを付与され、貯まったポイントに応じて地域限定商品券などに引き換えられる、また、施設や団体に寄付等を行うことができる制度

〈9〉災害時に備えた支援活動

市民意識調査・ふくし座談会の声

- ・東日本大震災、熊本地震、鳥取地震などの報道を受け、災害に対する、住民の関心は高まっているものの、準備（自助・互助・共助）が整っていない。
- ・防災訓練は実施されているが、有事の際を想定できているとは思えない、実際にはどのような行動をとればよいかわからない。
- ・避難行動要支援者の把握はできたが、個人では限界があり、今後どのように進めればよいかわからない。市や社会福祉協議会が具体的に個別で支援をすべきである。
- ・福祉に関心の低い人でも、防災・減災に関連した災害弱者対策は必要だと感じている。

取組と役割

(1) 災害時避難行動要支援者支援活動の推進

①災害時避難行動要支援者の把握

- 災害時に特に支援を必要とする人に対し、市が整備する災害時避難行動要支援者台帳（以下、「台帳」という）への登録の呼びかけを行います。
また、台帳は、個人情報保護の観点に留意し、本人承諾のもと、支援者同士で可能なかぎり共有し、地域において有効に活用できるよう支援します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体

②災害時避難行動要支援者の支援体制の構築

- 台帳をもとに、地域でどのように見守り、情報提供や安否確認、避難誘導を行うかについて、話し合う機会を設けていきます。
- 台帳の有効な活用について、自主防災組織に働きかけを行い、活動の活性化を図ります。
- 災害時に要介護者、重度障がいのある人などが安心して避難所生活を送れるよう福祉避難所の確保を推進するとともに、福祉避難所生活を支援する体制づくりを、福祉関係事業者やボランティア団体等と検討します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体、福祉関係事業者、社会福祉施設

③防災訓練等への参加の働きかけ

- 災害時避難行動要支援者を含めた地域住民が防災訓練や講習会に参加できるように働きかけ、情報提供や安否確認、避難誘導、避難所運営の体制づくりを支援します。

取組・事業の主体 市、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体

(2) 災害救援ボランティア活動の推進

- 災害時に、市内外からボランティアのために訪れた方が円滑に活動できるよう、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施するなど、災害時救援ボランティア活動を推進します。

取組・事業の主体 社会福祉協議会、ボランティア団体、市

第4部 推進体制

1. 計画の周知と市民参加の促進

基本理念の実現に向けて、すべての地域住民に本計画を知っていただくことが必要です。

そこで、市と社会福祉協議会は、計画の周知を図るため、本計画書を公表するとともに、本計画の趣旨や取組みをわかりやすく紹介するパンフレットなどの作成・配布、広報紙やホームページなどによる情報発信を図ります。

また、地域住民に積極的に地域福祉活動に参加してもらえるよう、さまざまな機会を通じて、きめ細かな広報・啓発活動に努めます。

2. 関係機関などとの連携強化

この計画には、市役所内部の関係課をはじめ、さまざまな関係機関・団体に関わることから、今後も関係機関・団体と連携を強化し、多面的・複合的な取組みを進めていきます。

3. 計画の推進体制と進捗管理

本計画は、高齢者、障がいのある人など全ての地域住民を対象としていることから、それぞれの分野における施策や事業との調整が必要です。そこで、市役所の関係課及び関係機関等との連携を強化し、計画的に施策や事業を推進します。

また、計画期間の中間年度にあたる平成31年度に「(仮称)小牧市地域福祉計画推進委員会」を設置し、市や社会福祉協議会、地域(住民)の取り組みについて評価するとともに、国等の動向や関連計画等を踏まえ、計画の点検・評価を行います。